

土地改良長期計画について

〔令和 7 年 9 月 12 日
閣 議 決 定〕

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 4 条の 2 の規定に基づき、
土地改良長期計画を別紙のように定める。

土地改良長期計画

令和 7 年 9 月

土地改良長期計画 目次

まえがき	1
第1 土地改良事業の目的	2
第2 農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の新たな視点	5
1 農業・農村をめぐる情勢及び課題	
(1) 食料安全保障を取り巻く環境の変化	
(2) 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響	
(3) 農業生産基盤等の脆弱化	
(4) 自然災害リスクの増大	
(5) 持続可能な環境配慮の主流化	
(6) 農業・農村の多様性への配慮	
(7) 建設業等を取り巻く情勢の変化	
2 土地改良事業の新たな視点	
第3 土地改良事業の基本的な方向性と政策課題	11
1 土地改良事業の基本的な方向性	
(1) 食料・農業・農村基本法の改正	
(2) 食料・農業・農村基本計画の策定	
(3) 土地改良法の改正	
(4) 第1次国土強靭化実施中期計画の策定	
2 農業・農村に関する施策展開の考え方	
～食と暮らしを支える水と土の未来のために～	
3 本計画における政策課題	
(1) 生産性向上等に向けた生産基盤の強化	
(2) 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保	
(3) 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化	
(4) 農村の価値や魅力の創出	
第4 政策課題を達成するための目標と具体的な施策	16
1 政策課題と政策目標の枠組み	

- (1) 目標と具体的な施策
 - (2) 成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施
- 2 目指す成果と達成に向けて講すべき施策
- (1) 政策課題1：生産性向上等に向けた生産基盤の強化
 - 政策目標1** 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減
 - 政策目標2** 国内の需要等を踏まえた生産の拡大
 - (2) 政策課題2：農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保
 - 政策目標3** 農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保
 - (3) 政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化
 - 政策目標4** 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進
 - (4) 政策課題4：農村の価値や魅力の創出
 - 政策目標5** 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出

第5 大規模自然災害への対応 ······ 36

- 1 東日本大震災からの復旧・復興
- 2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興
- 3 大規模自然災害への備え

第6 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項 · 38

- 1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応
- 2 土地改良区の運営体制の強化
- 3 技術開発の促進と普及、人材の育成
- 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
- 5 関連施策や関係団体との連携強化
- 6 国民理解の醸成

あとがき ······ 42

まえがき

我が国の農業・農村は、これまで以上に深刻かつ複雑な課題に直面している。

国外に目を向けると、世界人口の増加により食料需要が増大するとともに、気候変動によって頻発化する異常気象等により食料供給が不安定化しており、長期的には食料需給がひっ迫していくことが想定される。

一方で、国内に目を向けると、農業者の減少・高齢化が著しく進展するとともに、農地面積は一貫して減少している。また、農業水利施設については、老朽化等に起因する事故が年間約1,600件発生しており、令和4年（2022年）の愛知県における明治用水頭首工の漏水のように、地域社会への影響が大きな事案も発生している。さらに、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨を始めとした大規模自然災害が発生している。

こうした状況に対し、農業生産基盤の整備・管理を担う土地改良事業は、スマート農業の推進等による更なる生産性の向上、老朽化が進行する農業水利施設の保全管理、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害及び南海トラフ地震等の大規模地震に対する国土強靭化といった課題に対応していくことが求められている。その実現に向け、土地改良事業に対して、生産者からは、農業生産活動を継続的に行うための良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保について、消費者を含めた国民全体からは、食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能の發揮について、期待が寄せられている。

こうした中、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が制定以来初めて改正され、これを受けて新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月閣議決定）の策定、土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正が相次いで行われ、さらに、「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）の策定が行われた。くわえて、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）には、新たな食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間の農業構造転換集中対策期間において、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うことが位置付けられた。

これら情勢の変化と政策の大きな転換を的確に捉え、今後の土地改良事業の基本的な方向性を明確に示すとともに、農業・農村の豊かな未来に向け、農業構造転換集中対策期間で実施する具体的な対策を位置付けるべく、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間として、新たな土地改良長期計画を策定する。

第1 土地改良事業の目的

我が国においては、農地が、現在の人口約1.2億人分の食料需要全体を賄うために必要な面積の3分の1程度しかなく、農業者の急速な減少及び高齢化も見込まれている。このような中、食料安全保障の確保を図るため、人・農地・水等の資源をフル活用し、食料自給力¹を確保する必要がある。

土地改良事業は、自然資本である「土」と「水」に直接手を加え、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性を向上させるとともに、気候変動等による災害の防止又は軽減を図ることにより、農業生産活動が継続的に行われるようにするためのものである。具体的な目的・役割としては、以下のとおりである。

(農業生産性の向上)

農地の区画拡大及び排水改良は、農作業の機械化・省力化を可能とし、労働時間の大幅な縮減や担い手への農地の集積²・集約化³による労働生産性の向上を実現している。また、水田の汎用化⁴・畑地化、畑地かんがい施設等の整備は、農作物の収量増加及び品質向上に加え、野菜、果樹等の園芸作物への転換を可能とすることで土地生産性の向上を図るなど、生産の自由度を高めている。

(農業用水の安定供給及び適切な排水)

農業水利施設は、農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するための施設であり、農業生産活動において必要不可欠な生産基盤である。

かんがい排水のために造成されたダム、ため池、頭首工、用排水機場や、国土に張りめぐらされた延長約40万kmに及ぶ用排水路は、我が国の全農地面積の3分の2に当たる約280万haの農地に対し安定的に用水を供給しているとともに、農地の排水条件を改善している。また、農業水利施設は、国土の保全や健全な水循環の維持・形成に寄与し、くわえて、親水空間の提供、防火、消流雪等の地域用水機能を発揮している。

¹ 国内農林水産業生産による食料の潜在生産能力を示す概念。その構成要素は、農産物については、農地・農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者。

² 農地を所有し、又は借り入れることなどにより、利用する農地面積を拡大すること。

³ 農地の利用権を交換することなどにより、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

⁴ 通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物や野菜を栽培できるよう、水田に排水路や暗渠を整備して水はけをよくすること。

(安全・安心な農村の実現)

排水機場や排水路は、農地の排水条件の改善により、農作業の機械化及び多様な農業経営を実現するだけでなく、低平地における有効な土地利用を確保するとともに、都市化・混住化が進展した地域における湛水被害を抑制し、農村の安全・安心な暮らしの実現に貢献している。

(農村の振興)

農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業を始めとする様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもある。さらには、国土の保全、生物多様性⁵の保全といった、多面的機能が発揮される場所でもある。土地改良事業は、農業生産基盤と農村生活環境の整備・保全を通じて、農村の振興にも大きな役割を果たしている。例えば、基盤整備を契機とした6次産業化⁶の取組等は、農村における所得の向上及び雇用機会の創出を実現し、農道、農業集落排水施設⁷等の生活インフラの整備は、農村に人が住み続けられる環境を確保している。

(土地改良事業の特性)

土地改良事業の目的・役割を達成する上で重要な特性として、農業者の発意に基づき、実施区域内の農業者の3分の2以上の同意をもって実施することが原則となっている点が挙げられる。事業の発意、同意、実施に至る過程において、農業者を中心とした多様な関係者が、地域における農業・農村の将来像を見通し、世代を越えて事業の効果が発揮されるよう合意形成を図っている。

また、土地改良事業により整備された農地・農業水利施設等は、土地改良区⁸を始めとする農業者組織により共同で利用・管理されている。これらの保全管理には、農村に住む多様な人々も関与しており、こうした人々のつながりにより発揮

⁵ 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。生物の多様性に関する条約では、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとされている。

⁶ 農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

⁷ 農業用排水の水質保全、農業用水利施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

⁸ 農業水利施設等の整備・管理を行う土地改良事業を実施することを目的として、地域の関係農業者により組織された団体。

される「農村協働力⁹」を強化していくことにより、農村の維持・発展を促すことが重要である。

(消費者との関わり)

農業者の急速な減少及び高齢化が見込まれる中、食料の安定供給に対する不安が消費者にも広がっている。こうした中、生産性を向上させるとともに生産の自由度を高める土地改良事業は、農業の持続的な発展を実現することを通じて、将来にわたって食料の安定供給を確保するという消費者の期待に応え得るものである。くわえて、農業生産活動が継続的に行われるようすることで、農業・農村の有する多面的機能が発揮され、その恩恵は、都市住民を含めて国民全体に及んでいる。このように、土地改良事業は、農業者のみならず、消費者を含めた国民全体の食と暮らしを支えるものである。

⁹ 農村における社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）に相当するもの。農村における社会資本の共同利用・共同管理等を基軸とした人々のつながりにより発揮される能力又は機能であり、農業生産の基盤である農地、農業水利施設等の「社会資本」、それと密接不可分な関係にある自然環境や生態系といった「自然資本」、同じ空間で生産と生活を営む農業者、地域住民等の「人的資本」を媒介し円滑に機能させることにより、地域の潜在力が総合的に発揮され、農村が持続的かつ安定的に存続することを可能とするもの。

第2 農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の新たな視点

1 農業・農村をめぐる情勢及び課題

土地改良事業を計画的かつ効果的に実施するに当たっては、農業・農村を取り巻く内外の諸情勢について的確に認識した上で、対処していくことが重要である。

(1) 食料安全保障を取り巻く環境の変化

世界の食料事情は、需要の増加、供給の不安定化、これらに伴う需給のひつ迫といった不安要素を抱えている。世界人口は増加を続け、令和6年（2024年）時点で82億人となっており、世界の食料需要が増大している。また、世界的な食料供給の不安定化を助長しているのが、気候変動によって頻発化する異常気象である。地球温暖化の進展により、高温、干ばつ、大規模な洪水等による災害が頻発化し、毎年のように、世界各地で局所的な不作が発生している。

食料需給がひつ迫傾向で推移すれば、輸入国による食料の獲得競争の一層の激化が懸念される。新興国等においては、食料需要が増加し、輸入量も急増している。その結果、世界最大の農林水産物純輸入国は平成10年（1998年）時点で日本がトップシェア（40%）であったが、令和3年（2021年）には中国がトップシェア（29%）となり、食料貿易のプライスマーカーとなっている。また、近年ではロシアのウクライナ侵略等の影響により食料価格指数の高騰が見られるなど、世界的な食料需給が不安定化する中、食料の輸入価格は上昇し、安定的な輸入にも懸念が生じている。

一方、国内においては、肥料費が令和2年（2020年）に比べ4割増加するなど、米の生産コストの上昇が続いてきた。こうしたコストの上昇に加え、流通状況を踏まえた集荷の動きなどにより、令和6年（2024年）産米の相対取引価格は前年産に比べ上昇している。このような中、将来にわたって、生産者が意欲をもって持続的・安定的に生産し、かつそれを消費者が手に取りやすい価格で供給できる、生産者・消費者双方にとってメリットのある米の安定供給や、そのために必要な水田の維持が求められている。

(2) 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響

我が国の総人口は平成20年（2008年）をピークに減少しているが、農村は都市に先駆けて人口減少が進行し、農業者の減少・高齢化が著しい。基幹的農

業従事者¹⁰は、平成 12 年（2000 年）の 240 万人から令和 6 年（2024 年）には 111 万人と半減し、その年齢構成のピークは 70 歳以上となっている。20 年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される現在の 60 歳未満層は、全体の約 2 割の 25 万人程度にとどまっている。

また、特に中山間地域の農村では人口減少・高齢化がより急速に進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響が生じるだけでなく、農村の地域社会の維持が困難となるおそれがある。

（3）農業生産基盤等の脆弱化

食料生産と国土保全の基盤である農地の面積は、荒廃農地¹¹の拡大、宅地等への転用等により、近年は、毎年約 3 万 ha ずつ減少しており、ピーク時の 609 万 ha（昭和 36 年、1961 年）から 427 万 ha（令和 6 年、2024 年）に減少している。水田の整備状況については、50a 以上、1 ha 以上に大区画化された面積は、それぞれ全体の 12%、6% にとどまる。

基幹的な農業水利施設¹²については、更新整備を進めているものの、標準耐用年数¹³を超過した基幹的施設数の割合は、平成 19 年（2007 年）から令和 5 年（2023 年）にかけて 42% から 58%、基幹的水路延長の割合は、25% から 48% へと増加している。

施設の老朽化が進行する中、特に管水路（パイプライン）については、機能診断、劣化予測等が困難な場合が多く、近年、破裂、漏水等の突発事故が多発している。こうした事故の頻発化は、食料供給を不安定なものにするだけでなく、農村地域の生活等に深刻な被害を及ぼすおそれがある。

また、農道や農業集落排水施設については、供用開始後 20 年を経過するものの割合が、令和 6 年（2024 年）時点で農道橋は 84%、農道トンネルは 68%、農業集落排水施設は 84% であり、近年増加している。

¹⁰ 15 歳以上の世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者。

¹¹ 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

¹² 受益面積が 100ha 以上の農業水利施設。

¹³ 所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80 年、取水堰（頭首工）：50 年、水門：30 年、機場：20 年、水路：40 年

(4) 自然災害リスクの増大

近年、気候変動の影響により、集中豪雨が激甚化・頻発化している。1時間降水量50mm以上の平均年間発生回数は、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの期間は約226回であったが、平成26年（2014年）から令和5年（2023年）までの直近10年間は約330回と約1.5倍に増加している。今後、短時間強雨の発生回数の増加や降雨規模の増大はますます顕著になると予想され、洪水リスクや老朽化した農業水利施設等の被災リスクが増加するおそれがある。

一方で、日降水量1.0mm以上の年間日数は減少しているほか、日本の平均気温は明治31年（1898年）から令和6年（2024年）までの間に100年当たり1.4°Cの割合で上昇し、令和6年の平均気温は過去最高を記録するなど、渇水及び高温による収量、品質の低下など農作物への影響が懸念されている。

また、南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内で80%程度¹⁴と評価される中、南海トラフ地震防災対策推進地域¹⁵には、全国の基幹的農業水利施設の約3割が存在するなど、大規模地震による被災リスクが高まっている。

こうした気候変動による災害頻度が高まっていること、大規模地震の発生が切迫していることなどを踏まえると、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨のように、先発の自然災害の影響が残っている状態で、後発の自然災害が発生することで、単発の災害に比べて被害が拡大する「複合災害」の発生頻度が高まることも想定される。

また、自然災害の激甚化・頻発化により、農地・農業水利施設においては、豪雨・地震による湛水被害、損壊等、多大な被害が発生している。農業用ため池は全国に約15万か所、うち防災重点農業用ため池¹⁶は約5万3,000か所存在しており、豪雨や地震により被災する事例が多発している。

(5) 持続可能な環境配慮の主流化

農業は自然環境との親和性が高い産業である一方、化石燃料、化学農薬・化

¹⁴ 「長期評価による地震発生確率値の更新について」（令和7年1月15日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

¹⁵ 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生じるおそれがあるものとして、令和7年7月1日に第45回中央防災会議の答申を踏まえて指定した地域。

¹⁶ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）に基づき、その決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして都道府県が指定した農業用ため池。

学肥料の使用等による温室効果ガス¹⁷の発生や水質悪化に伴い、気候変動及び生物多様性への影響が懸念されている。

こうした背景を受けて、SDGs¹⁸やパリ協定、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、気候変動、生物多様性の保全等の地球規模の課題に取り組むことが求められており、農業においても、環境と調和のとれた食料システムの確立が求められている。

このため、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月農林水産省策定）に基づき、調達、生産、加工・流通及び消費のサプライチェーン全体において、環境負荷低減の取組を進めることとしている。

（6）農業・農村の多様性への配慮

我が国の農業は、地域ごとの地理的・気象的条件の違いを背景に、稻作、畑作、施設園芸、果樹、畜産等の多様な営みが展開され、経営形態・経営規模の多様化が進んでいる。

また、農村では、人口減少・高齢化、土地持ち非農家¹⁹の増加による混住化等の構造変化により、地域を支える農村協働力が低下しつつある。

これらの多様な実態及び構造変化を踏まえつつ、農業生産、農村環境を健全に維持・保全し、次世代へ継承するため、農業・農村の多様性に配慮した、より柔軟な取組が求められている。

（7）建設業等を取り巻く情勢の変化

建設業では、働き方改革の一環として、令和6年（2024年）4月から時間外労働の上限規制が適用されている。現場では担い手の高齢化が進んでおり、建設業就業者数も減少していることから、ICT技術の活用等による省力化・省人化の推進とともに、将来的な担い手の育成・確保が喫緊の課題である。

また、労務単価は、令和4年（2022年）と比較して令和7年（2025年）までの間に約18%上昇し、建設資材価格は約23%上昇している。労務単価、建設資

¹⁷ 地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより地表を暖める働きがあるとされるもの。代表的なものとして二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄、水田等から発生）、一酸化二窒素（N₂O、家畜排せつ物等から発生）等がある。

¹⁸ Sustainable Development Goals の略。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。

¹⁹ 農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

材価格等の上昇に伴い、総事業費の増加や事業工期の延伸が懸念される。

土地改良に関する建設業においては、担い手の高齢化が進む中、技能の継承や担い手の確保が急務となっており、また、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、迅速かつ的確な災害対応能力の強化も求められている。くわえて、農村における人口減少・高齢化に伴い地域住民による農業水利施設等の継続的な維持管理が課題となっている中、建設業には、土地改良施設に関する知見を活かし維持管理に参加するなど、地域の安全・安心を支える重要な役割も期待されている。

また、建設業のみならず、国、都道府県、市町村、土地改良区等の農業農村工学技術者は減少傾向であり、人材の育成・確保や技術の継承が喫緊の課題である。

2 土地改良事業の新たな視点

我が国の農業・農村を取り巻く情勢及び課題を踏まえると、今後、土地改良事業の実施に当たっては、これまで以上に新しい視点を取り入れていくことが求められている。

(生産性の向上による食料自給力の確保)

農業者の減少・高齢化を踏まえると、今後約20年で基幹的農業従事者は現在の約4分の1の約30万人まで激減するおそれがあり、今よりも相当程度少ない農業者で我が国の食料生産を支えていかなければならない。一方で、労働時間の大幅な削減を可能とする1ha以上の大区画の水田整備率は6%にとどまっており、少ない農業者でも効率的な営農が可能となるような生産基盤の強化が急務である。

このため、20年後の我が国の農業構造にも対応できるよう、生産性を抜本的に向上させ、将来にわたって食料自給力を確保する観点から、1ha以上の大区画農地の整備、管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備等を通じてスマート農業技術の導入や農地の集積・集約化を推進する。

また、消費者の需要に即した農業生産を推進する観点から、水田の汎用化・畑地化や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化に取り組む。

くわえて、農地の大区画化等の基盤整備を通じて生産コストを低減することにより、国産農産物の輸出促進を図り、海外から稼ぐ力の強化に貢献する。

(農業水利施設の持続的な機能保全)

農業水利施設の老朽化が進む中、その機能を持続的に保全していく観点から、地域内の関係者による保全体制の構築、計画的な補修・更新、状況に応じ

た迅速な補強等を実施するための新たな仕組みを活用するとともに、ロボット技術等の最新の技術的な知見を踏まえた維持管理の効率化・高度化を推進する。

(増大する自然災害リスクへの対応)

気候変動の影響に伴い激甚化・頻発化する集中豪雨や南海トラフ地震等の大規模地震に対応する観点から、これまでの農業水利施設の長寿命化・耐震化等の防災・減災対策に加え、将来の降雨予測に基づく新たな計画策定手法の導入、防災重点農業用ため池の防災工事等の加速化等を通じ、国土強靭化に向けた取組を推進する。また、渇水及び高温による農作物への影響に対する観点から、流域内の水資源の有効活用により、必要な農業用水の確保を図る。

(農村関係人口の拡大等を通じた農村の振興)

農村人口の減少下においても地域社会を維持する観点から、引き続き、6次産業化、農泊等の地域資源を活用した取組と連携した農業生産基盤の整備や、人が住み続けられるための生活インフラの整備を通じて、農村関係人口を拡大する。さらに、女性・若者といった多様な人材の参画等により土地改良区、多面的機能支払制度の活動組織等の体制強化を通じて活動を活性化することで、農村の振興に貢献する。

(環境と調和のとれた持続可能な農業生産)

温室効果ガスの削減や有機農業の拡大を後押しする観点から、農業水利施設における省エネルギー化及び小水力発電等の再生可能エネルギーの活用、農地の区画整理による機械作業の効率化、自動給水栓の設置による水管理の効率化等を推進する。

(円滑かつ効果的な事業実施に必要な視点)

農業・農村の多様化に対応するため、引き続き、地域ごとの地形・土壤・気象条件、地域特有のニーズ等を踏まえた、柔軟かつきめ細かな基盤整備を実施する。

また、情勢の変化や課題に対応し、くわえて、農業農村工学技術者を育成・確保していくため、産学官の連携による技術開発や研修等による人材育成を推進するとともに、土地改良事業の必要性や土地改良区の役割に関して国民からの理解を得ていくことが求められる。

さらに、良好な農業生産基盤を安全かつ着実に整備・保全していくため、土地改良に関わる建設業における、ICTを活用した情報化施工技術の導入、施設の維持管理への参加等を促進する。

第3 土地改良事業の基本的な方向性と政策課題

土地改良事業の使命を果たすべく、食料・農業・農村基本法及び土地改良法の改正並びに新たな食料・農業・農村基本計画及び第1次国土強靭化実施中期計画の策定を通じて、土地改良事業の目的・役割の明確化及び具現化に取り組んできた。それらを踏まえ、農業・農村に関する施策展開の考え方を定め、本計画における政策課題を設定する。

1 土地改良事業の基本的な方向性

(1) 食料・農業・農村基本法の改正

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）による改正後の食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）では、以下のとおり、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められた。

(基本理念)

「食料安全保障の確保」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに規定された。また、生産性向上・付加価値向上・環境負荷低減により農業の持続的な発展が図られなければならない旨及び地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨が追記された。

(基本的施策)

「第29条 農業生産の基盤の整備及び保全」において、農業生産基盤の「整備」に加えて「保全」が追記された。さらに、生産性の向上に加え、防災・減災を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようになると、先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施に留意することなどが追記された。

また、「第44条 農地の保全に資する共同活動の促進」、「第45条 地域の資源を活用した事業活動の促進」、「第46条 障害者等の農業に関する活動の環境整備」、「第48条 鳥獣害の対策」において、農村の振興に関する施策が新たに規定された。

(2) 食料・農業・農村基本計画の策定

新たな食料・農業・農村基本計画では、改正基本法に基づき、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があつて

も対応し得る構造にするため、その計画期間を5年間とし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとされた。また、実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標及び施策の有効性を示すKPIを定め、少なくとも年1回、KPIの検証等によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行うこととされた。

土地改良事業については、食料自給力の確保に向け、農業の生産基盤の確保及び生産性向上に必要な取組として、「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策」が位置付けられた。また、これらの施策に関連する令和12年（2030年）を目標年とするKPIとして、「大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合：6割削減（現状比）」、「農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合：100%を維持」、「防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事の着手割合：9割以上」が定められた。

（3）土地改良法の改正

土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）による改正後の土地改良法（以下「改正土地改良法」という。）では、以下のとおり、目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直しが行われるとともに、新たな措置を講ずるよう改正された。

（目的規定）

改正基本法に即して、農業生産の基盤の「整備」に加え、「保全」を図る旨を明確化し、あわせて、「農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施」に資することを目的とすると改正された。

（土地改良長期計画に係る規定）

良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るための農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨とするよう改正された。あわせて、計画期間に係る農業の生産性の向上、農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施の方向に即して定めることとするよう改正された。

(事業制度の創設等)

農業者を含む農村人口の減少が進む中、農業水利施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応し、農業水利施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業水利施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設等の保全に係る制度の創設、農地中間管理機構関連事業²⁰の実施主体の拡充、急施の事業への再度災害及び老朽化による事故を防止するための事業の追加等の措置を講ずるよう改正された。

(4) 第1次国土強靭化実施中期計画の策定

令和5年（2023年）6月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）が改正され、国土強靭化実施中期計画の策定等が規定された。

これを踏まえ、令和7年（2025年）6月に第1次国土強靭化実施中期計画が策定され、計画期間が令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間、推進が特に必要となる施策の事業規模はおおむね20兆円強程度を目指し、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映することとされた。

推進が特に必要となる施策の目標は、いつどこで発生してもおかしくない大規模自然災害に備え、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るために、おおむね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靭化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に設定されている。土地改良事業関係の施策については、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「『田んぼダム²¹』等の取組」、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策」、「集落排水施設の耐震性能照査・保全対策」等が位置付けられた。

2 農業・農村に関する施策展開の考え方 ～食と暮らしを支える水と土の未来のために～

農業者の減少・高齢化、農業生産基盤の脆弱化、災害リスクの増加など農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中、食料安全保障上のリスクが近年に

²⁰ 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする、農業者の費用負担によらない土地改良事業。

²¹ 小さな穴の開いた調整板等の簡単な器具を水田の排水口に取り付けて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組。

例がないほど高まっている。さらに、我が国の農業・農村は、約20年後には基幹的農業従事者が現在の約4分の1まで激減するという、これまで経験したことのない課題に直面していくことになる。このような農業・農村の将来の姿を見据えたとき、意欲ある担い手が離農農地の受皿となり規模拡大を進め、我が国の食料生産を支えていくよう、これら担い手による生産性の高い営農を可能とする基盤を整えていく必要がある。

このような情勢の変化に対処できるよう、改正基本法に基づく初動5年間ににおいて、農業の構造転換を集中的に推し進めていく。

土地改良事業においては、コストの徹底的な低減に向け、1ha以上の大区画農地の整備等を加速化させるとともに、農業水利施設の機能を持続的に確保していくことにより、担い手が生産性を向上させながら、効率的な営農を展開することが可能となる基盤を確保していく。あわせて、気候変動等により増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化を通じ、継続的な農業生産活動及び農村の安全・安心な暮らしを実現する。

また、生産基盤と生産・販売施設の総合的な整備や、生活インフラの整備のほか、土地改良区、多面的機能支払制度の活動組織等の体制強化を通じた活動の活性化等を通じ、地域社会の維持を図る。

これらにより農業生産基盤の整備・保全、農村の振興を図り、食料自給力の確保に貢献していく。この際、「農村協働力」の発揮を通じた効果的・効率的な施策の展開や、「環境と調和のとれた持続可能な農業生産」の実現に向けた取組を併せて推進していく。こうした取組を通じて、国民の食と暮らしを支える「水と土」を未来に継承し、将来にわたって、食料安全保障の確保、更には農業の有する多面的機能の発揮の実現を目指す。

3 本計画における政策課題

前述の農業・農村に関する施策展開の考え方を踏まえ、我が国の農業・農村が抱える深刻かつ複雑な課題に正面から向き合い、食料安全保障の確保及び多面的機能の発揮の実現に向け、本計画では、以下の四つの政策課題を掲げ、その実現に向けて全力で取り組む。

(1) 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業経営の規模の拡大による農業構造の改善等を実現するためには、良好な営農条件を備えた農地を確保する必要がある。

このため、生産コストの低減に向け、平坦地においては1ha以上の区画を基

本とする農地の大区画化等、大区画化が困難な中山間地域等においては管理作業の省力化に資する整備等を推進し、農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入促進に取り組むとともに、水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化により、国内の需要等を踏まえた生産の拡大に取り組む。

(2) 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するため必要不可欠な農業水利施設については、老朽化の進行に伴う突発事故の増加、施設操作に係る人員の減少・高齢化、都市化・混住化、気候変動等による管理の複雑化・高度化等の課題に対応する必要がある。

このため、農業水利施設の計画的な補修・更新、状況に応じた迅速な補強、維持管理の効率化・高度化等を推進し、農業水利施設を戦略的に保全管理することで、施設機能の持続的な確保に取り組む。

(3) 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化

気候変動等により自然災害が激甚化・頻発化し、農地・農業水利施設等において多大な被害が発生しているが、農業生産活動が継続的に行われるようになるとともに、農村の安全・安心な暮らしを実現するためには、こうした災害被害の防止又は軽減を図る必要がある。

このため、農業・農村の強靭化に向け、防災重点農業用ため池の防災工事を加速化するとともに、気候変動等を踏まえた農業水利施設の豪雨対策及び地震対策、農地・農業水利施設を活用した流域治水対策など防災・減災対策に取り組む。

(4) 農村の価値や魅力の創出

農村における人口減少・高齢化等の情勢の変化が生じる状況においても、地域社会が維持され、食料供給機能及び多面的機能が發揮されるようにするためには、農村の価値や魅力の創出に向けた農村の振興を図る必要がある。

このため、生産基盤と生産・販売施設の総合的な整備、生活インフラの整備等を通じて、所得の向上と雇用機会の創出や、農村に人が住み続けられる生活環境の確保に取り組む。また、土地改良区、多面的機能支払制度の活動組織等の体制強化を通じて活動を活性化するとともに、環境負荷低減の取組等も活用しつつ、農業・農村に多様な人材が関わる機会を創出し、農村を支える人材の裾野の拡大に取り組む。

第4 政策課題を達成するための目標と具体的な施策

1 政策課題と政策目標の枠組み

(1) 目標と具体的な施策

土地改良事業を計画的かつ効果的に実施するため、四つの政策課題に対応した五つの政策目標を定め、その達成に向けて重点的に取り組むべき具体的な施策を整理する（表1）。

なお、事業の推進に当たっては、土地改良事業と関連する取組を組み合わせて実施することが有効であることから、本計画において対象とする施策は、土地改良事業を基本としつつ、関連する取組も含めることとする。

(2) 成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用し、成果を着実に達成する観点から、施策の不断の点検と見直しを行うとともに、目的に応じた施策の選択と集中的実施が重要である。

施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目標を明らかにした上で、教育機関、研究機関及び民間企業とも連携しつつ、根拠に基づく施策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進するとともに、その時々の国内外の需要等、情勢の変化に臨機応変に対応することが重要である。そのためには、こうした取組を支える人材の育成・確保も必要である。

また、事業の実施に当たっては、ハード・ソフトの対策を適切に組み合わせ、地域の特性に応じて、施策を効果的に講ずることが重要である。

なお、労務単価、資材価格等の上昇による影響にも適切に対応しつつ、地方や農家の負担にも配慮しながら、国と地方が適切な役割分担の下で、円滑かつ着実に事業を実施していくことが重要である。

(表1)

政策課題1 生産性向上等に向けた生産基盤の強化	
政策目標1 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減	
(1) 担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進	
政策目標2 国内の需要等を踏まえた生産の拡大	
(2) 国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進	
政策課題2 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保	
政策目標3 農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保	
(3) 基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進	
(4) 施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICT導入等による維持管理の効率化・高度化の推進	
政策課題3 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化	
政策目標4 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進	
(5) 防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進	
(6) 気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靭化等の推進	
政策課題4 農村の価値や魅力の創出	
政策目標5 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出	
(7) 生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進	
(8) 多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進	

2 目指す成果と達成に向けて講すべき施策

(1) 政策課題1：生産性向上等に向けた生産基盤の強化

政策目標1 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減

全国の水田のうち、50a以上、1ha以上に大区画化された面積は、それぞれ全体の12%、6%にとどまる中、基盤整備が行われておらず、良好な営農条件が確保されていない農地については、担い手が借り受けしづらい状況があり、地域計画²²でも受け手不在農地となる傾向がある。

また、平成11年（1999年）から令和4年（2022年）にかけて、稻作労働時間は全体で38%低減したものの、水管理・草刈り等の管理作業に係る労働時間は24%の低減にとどまる。今後の農業者の減少も踏まえれば、農地周りの水管理・草刈り等の管理作業が営農上の負担になるおそれがある。

一方、自動走行農機、自動給水栓等のスマート農業技術の展開に必要な情報通信環境について、農地においては携帯電話等サービスを利用できない場所や、障害物、地形条件等により利用しにくい場所も存在している。

今後、農業者が減少する中で、良好な営農条件を備えた農地を確保し、生産性向上を図るには、担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に資する基盤整備を推進する必要がある。

くわえて、今後成長する海外の食市場を取り込み、国産農産物の輸出促進を通じて海外から稼ぐ力を強化する観点から、良好な農業生産基盤を整備する必要がある。特に、近年、輸出量が増加傾向にある米については、輸出向け産地の育成に向け、生産コストの一層の低減に取り組む必要がある。

また、地形による制約など不利な生産条件を有する中山間地域等においても、生産性を向上し、農業生産活動を継続的に実施するためには、条件不利性の改善に資する基盤整備を推進する必要がある。

²² 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）などを明確化し、公表したもの。

ア 政策目標の達成に向けて講すべき施策

施策 1 担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

(生産コストの低減に向けた農地の大区画化等)

・ 担い手への農地の集積・集約化

生産コストの低減に向け、地域計画と連携しつつ、畦畔除去等の簡易整備を含む農地の大区画化、将来の更なる大区画化を見据えた農地の均平化、用排水路の管路化等の基盤整備を推進し、農業法人等の担い手への農地の集積・集約化を加速する。また、受け手不在農地に円滑に新規就農者や企業等の新規参入者を誘致する観点から、農地中間管理事業²³の活用を通じ、農地整備と地域の関係機関による誘致施策の一体的な取組も推進する。くわえて、改正土地改良法において、農地中間管理機構関連事業の事業実施主体に市町村が追加されるとともに、農地中間管理機構が所有権を有する農用地が事業対象に追加されたことも踏まえ、地域計画の実現に向けてきめ細かな基盤整備を推進する。

・ スマート農業技術の導入促進、管理作業の省力化

自動走行農機等のスマート農業技術の導入促進に向け、農地の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信環境の整備等を推進する。あわせて、中山間地域を始めとして、営農上の負担となっている水管理・草刈り等のほ場周りの管理作業の省力化を図るために、自動給水栓、リモコン草刈機等のスマート農業技術の導入に適した水路のパイプライン化、法面の緩傾斜化、畦畔の拡幅等の整備を推進する。これらの基盤整備の実施に当たっては、スマート農業技術の導入効果等の周知を図りつつ、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）に基づく生産方式革新事業活動、専門作業の受注等を行う農業支援サービス事業等の関連施策との連携を図る。また、スマート農業技術、管理作業の省力化等に対応した新たな設計指針を令和7年度（2025年度）に制定し、技術面からの後押しを行い、平坦地の農地においては1ha以上の大区画化を大幅に推進する。

²³ 都道府県知事が県に一つに限って指定する農地中間管理機構が、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業。なお、農地中間管理機構は農地中間管理事業以外に、特例として農地売買等事業も行う。

・ 輸出の促進

輸出向け産地の育成に向け、フラッグシップ輸出産地との連携の強化等を図りつつ、担い手の生産コスト低減のための農地の大区画化等の基盤整備を促進する。

(中山間地域等の特色を踏まえた基盤整備)

地形的な制約により大区画化が困難な中山間地域等においては、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るため、中山間地域等の条件不利性の改善に必要な農地、農業水利施設、情報通信環境等の整備を推進するとともに、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備を推進する。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標 (KPI)

○ 生産コストの低減

- ・大区画化等の基盤整備実施地区における、担い手の米生産コストの労働費削減割合 6割以上
- ・基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合 10割

② 活動指標

- ・基盤整備完了地区における担い手への農地集積率 9割以上
- ・基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する農地集約化率 9割以上
- ・基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率 1.5倍以上
- ・地域による農地・農業水利施設等の保全管理により構造改革の後押しが図られている地域の割合 10割

政策目標2 国内の需要等を踏まえた生産の拡大

国内の需要等を踏まえた生産に対応するためには、輸入依存度が高い麦・大豆、飼料作物や、国内外で需要のある野菜、果樹等の園芸作物の国内生産を増大していくことが課題となっている。持続可能な農業や海外市場も見据えた農業に転換していく観点からも、複合経営への転換、麦・大豆・園芸作物等の生産性向上及び規模拡大を図りつつ、新たな産地形成を促進することが重要であ

る。

このため、地域の合意の下で、水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進する。

ア 政策目標の達成に向けて講すべき施策

施策 2 国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

輸入依存度の高い麦・大豆及び野菜、果樹等の園芸作物について、産地形成に向け、需要者の求める用途等に応じて安定的な数量・品質で供給できるよう、排水改良等による水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化を推進する。その際、地下水位の自在な調整により、作物の収量・品質の向上を図るため、地下水位制御システム²⁴の導入を推進する。

これらの基盤整備に当たっては、地理的条件、土壤的条件、営農形態等の各地域の特性も踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな整備が必要である。また、効率的なブロックローテーション等の実現に向けた土地利用・水利使用の調整も推進する。

くわえて、飼料作物の生産性向上を図るため、草地の大区画化等の整備を推進する。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（KPI）

○ 国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大

- ・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区²⁵において、事業実施前後で麦・大豆等の生産量が3割以上増加している地区の割合 8割以上
- ・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区²⁶において、事業実施前後で園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合 8割以上

²⁴ 暗渠排水と地下かんがいを両立し、地下水位を作物の生育状況に適した水位に制御できるシステム。水管管理の適正化・省力化が図られるほか、湿害や過度の乾燥を軽減し、作物の収量・品質を向上させることができる。

²⁵ 麦・大豆等の生産量増加を計画している地区を指す。

²⁶ 園芸作物の生産額増加を計画している地区を指す。

② 活動指標

- ・基盤整備着手地区²⁵において、事業実施前後で麦・大豆等の生産量が3割以上増加する地区の割合 8割以上
- ・基盤整備着手地区²⁶において、事業実施前後で園芸作物の生産額が2割以上増加する地区の割合 8割以上
- ・裏作が可能な地域における基盤整備完了地区の耕地利用率 125%以上

ウ 事業量（施策1、2共通）

- ・水田の基盤整備 約9万ha
うち、水田の大区画化（1ha以上） 約6万ha
- ・水田の汎用化 約6万ha
- ・畠の区画整理・排水改良 約3.6万ha
- ・畠地かんがい 約2.4万ha

（2）政策課題2：農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

政策目標3 農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保

農業用ダム、農業用ため池、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設は、農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するために必要不可欠な施設である。

しかし、農業水利施設は老朽化が進行しており、明治用水頭首工の漏水のような突発事故により、地域社会への影響が大きな事案も発生している。このため、基幹的な農業水利施設については、機能診断、健全度評価、劣化予測等を行い、あらかじめ、補修・更新の工法や時期を定め、計画的な対策を行っていくことがより一層重要となっている。

一方、パイプラインについては、機能診断、劣化予測等が困難な場合が多く、老朽化の進行等により突発事故が多発している状況にある。このため、突発事故が生じた箇所の迅速な対応はもとより、当該箇所と一連の施設において同様の事故が連續して発生する事態への対応や、重大な事故の予兆となるような漏水、亀裂等が生じている施設についても迅速に対応することが課題となっている。

また、農業水利施設の維持管理については、農業者を含む農村の人口減少により、管理体制が脆弱化している。その体制の中心となる土地改良区については、受益面積300ha未満の小規模な地区が全体の約7割を占め、専任職員不在

が全体の約5割となるなど、運営基盤に課題を抱えているものも多い。くわえて、集落の共同活動が困難となっており、基幹施設の維持管理は主に土地改良区、末端施設の維持管理は主に地域住民（共同活動）といった従来の役割分担だけでは、農業水利施設の保全管理が困難となっていくおそれがある。また、土地改良区等の施設管理者は、都市化・混住化、気候変動、営農の変化等により、複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められており、管理コストも増加傾向にある。さらに、末端施設の維持管理においては、人力による作業を前提としていることが多く、管理作業の省力化が求められている。

このため、施設の計画的な補修・更新や状況に応じた迅速な補強、保全管理を推進する体制の構築、維持管理の効率化・高度化等を通じて、基幹から末端にわたる施設の機能を持続的に保全し、将来にわたって農業用水の安定供給及び良好な排水条件を確保することが必要である。

ア 政策目標の達成に向けて講すべき施策

施策3 基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進

(水土里ビジョンの策定)

基幹から末端までの農業水利施設の機能保全を図るため、土地改良区、市町村、集落等の関係団体が協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して施設の保全に取り組むための連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という。）の策定を推進する。水土里ビジョンは、国、都道府県、土地改良事業団体連合会が助言・指導等を行いつつ、土地改良区が主体となり、市町村、集落等の関係者と協議の上で作成し、これに基づく取組を地域一体となって推進する。

(適時適切な補修・更新)

広範囲の受益を有する基幹的な農業水利施設については、機能の低下により、地域の農業生産活動の持続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、農業者からの申請のみならず、改正土地改良法に基づく国又は都道府県の発意による事業実施を通じて、計画的な更新を推進する。その際、調査・計画・実施の全ての段階において、地域の農業者や土地改良区を始めとする関係団体との十分な合意形成を図る。

また、急施の事業における、突発事故の復旧と併せて行う類似の被害防止対策、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の迅速な補

強、代替施設の新設等を通じて、突発事故、機能喪失による通水停止等の事態の未然防止を図る。特に、埼玉県八潮市の下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故等を踏まえ、道路陥没のリスクの大きいパイプラインへの対応を重点的に推進する。

これらの取組を通じて、施設を長寿命化し、ライフサイクルコスト²⁷の低減を図る。

(適切な保全管理の推進)

気候変動、都市化・混住化等の諸情勢の変化を踏まえ、土地改良区等による施設管理への支援施策を通じ、土地改良区と市町村、関連施設の管理者等との連携及び土地改良区同士の連携の強化を図る。土地改良区同士の連携に当たっては、複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定し、土地改良区間の水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等に取り組むことを促進する。

農地周りの草刈り、水路の泥上げ等の農地・農業水利施設の保全に資する共同活動を支援する多面的機能支払制度等については、活動組織等の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画等を推進し、適切な保全管理に取り組む農地の維持・拡大を図る。

(情勢の変化に対応した農業用水の確保)

担い手の経営規模の拡大、水稻の品種や栽培方法の多様化、気象の変化等に対応し、必要な農業用水を確保・供給することができるよう、河川の流量等を踏まえつつ、水利使用規則の変更や緊急的な取水に向けた他の利水者や河川管理者との協議・調整等を推進する。

施策4 施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICT導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

(維持管理の効率化・高度化)

農業水利施設の維持管理に当たっては、最新の技術的な知見を踏まえつつ、老朽施設の機能診断におけるロボット技術等の活用、更新に際しての施設の集約・再編及びポンプ等の省エネルギー化、小水力発電等の再生可能エネルギー利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進する。

農地周りの水路等については、管理作業の省力化を図るため、用排水路の管

²⁷ 施設の建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の維持管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した額。

路化、自動給水栓の導入・更新、畦畔の拡幅、法面の被覆等を一層推進する。

また、施設管理者に対して、最新の技術的な知見を踏まえた維持管理の効率化・高度化のための技術的支援を行う。

くわえて、維持管理の更なる効率化・高度化に向け、引き続き、関係機関と連携しつつ、施設情報のデジタル化を図るとともに、AI等を活用した日常点検・機能診断、再生可能エネルギー利用等の関連する分野の技術開発を推進する。

(情報化施工の導入促進)

ガイドラインの整備、入札時の企業評価での加点による導入業者へのインセンティブ付与等の取組を通じ、情報化施工の導入を促進する。また、調査・測量、設計、施工及び維持管理の各段階における3次元データの活用を通じたプロセス全体での生産性の向上を図るとともに、民間企業との連携を通じ、情報化施工で得られた3次元データをスマート農業技術に活用する。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標 (KPI)

○ 基幹から末端までの農業水利施設の機能保全の推進

- ・農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合 10割
- ・土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合 8割以上

○ 維持管理の効率化・高度化の推進

- ・更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区において施設の集約・再編、ICTの導入等により維持管理費を節減する地区的割合
10割

② 活動指標

- ・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手率 10割
- ・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策完了率 7割以上

- ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積
 - ・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積 237.8 万 ha
 - ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積 66.4 万 ha
- ・土地改良区における使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合 37%以上
- ・新技術の開発件数 80 件以上
- ・直轄工事における情報化施工技術の活用割合 7 割以上

ウ 事業量

- ・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設
 - 水路約 4,200km 施設約 730 か所
 - ・うち、更新に着手する基幹的農業水利施設
水路約 1,100km 施設約 290 か所
 - ・うち、対策を完了させる基幹的農業水利施設
水路約 3,000km 施設約 510 か所
- ・水土里ビジョンを策定する地区 約 1,000 地区
- ・農業水利施設のストック適正化等に着手する地区 約 160 地区
- ・農業水利施設を活用した小水力等発電電力量 約 2,900 万 kWh
- ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積
 - ・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積 237.8 万 ha
 - ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積 66.4 万 ha

(3) 政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化

政策目標4 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進

農業用ため池については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「ため池管理保全法」という。）に基づき、適正に管理及び保全を行う必要がある。また、決壊等により人的被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「ため池工事特措法」という。）に基づき、集中的かつ計画的に防災工事等を推進している。このような中、防災対策を講じる優先度が高く、ため池工事特措法の期間内（令和12年度末まで）に防災工事に着手することとして防災工事等推進計画に位置付けられている約9,000か所のうち約4,800か所が未着手であり、防災工事等を加速化する必要がある。

気候変動による少雪化・融雪の早期化及び渇水・高温、特定外来生物²⁸の拡大等が生じている地域においては、農業用水が不足するリスクの増大、水管理の労力と費用の增高、施設操作への支障等が課題となっている。

また、令和6年（2024年）の能登半島における地震及び豪雨により、農業水利施設に加え、農道、農業集落排水施設等の施設にも甚大な被害が発生した。これらの施設は老朽化が進行しており、施設の強靭化を推進する必要がある。

このため、第1次国土強靭化実施中期計画等に基づき、農業用ため池等の農業水利施設、農道、農業集落排水施設等の防災・減災対策、流域治水の取組、渇水・高温対策等により、農業・農村の強靭化を推進する。

ア 政策目標の達成に向けて講すべき施策

施策5 防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進

農業用ため池については、ため池管理保全法に基づき、適正に管理及び保全を行う。

防災工事等推進計画に位置付けられた防災重点農業用ため池については、国営事業による対応も含め防災工事（廃止工事を含む。）等を加速化する。また、農業用ため池の決壊のほとんどが豪雨によることから、地域の実情に応じ、洪

²⁸ 我が国の生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき指定される外来生物。

水吐きの改修等の豪雨対策を地震対策に先行して整備する段階的整備を推進する。防災工事等の実施に当たっては、防災工事等基本指針に基づき、生物多様性の確保を始めとする農業用ため池の多面的機能の発揮に十分に配慮する。

あわせて、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成・周知、ため池サポートセンター等によるため池管理者への技術的な支援、ため池の水位等を把握するための遠隔監視機器の導入等のソフト対策を推進する。

また、ため池工事特措法の施行後5年を目途とした法の施行状況等の点検・検証を行い、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進の在り方をとりまとめる。

施策6 気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靭化等の推進

(将来予測に基づく施設の整備・改修)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、従来の実績降雨に基づく計画策定手法を見直し、将来の降雨予測に基づく計画策定手法も導入し、気候変動に適応した排水施設の整備・改修を推進する。

(流域治水の取組)

農地・農業水利施設が有する雨水貯留機能及び洪水調節機能を効果的・効率的に発揮・活用するため、畦畔、落水口、暗渠排水、排水路の整備等による水田の「田んぼダム」としての活用（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む。）、農業用ダム、農業用ため池等の事前放流や低水位管理を推進する。また、市街地や集落を含む地域全体の雨水排水にも寄与する排水施設の整備・管理等に取り組む。その際、これら流域治水の取組について、農地・農業水利施設が有する機能や農業者・施設管理者が果たす役割を地域住民等に発信する。

(災害被害の防止・軽減に向けた取組)

農地や農業用ため池等の農業水利施設が被災した場合は、被災状況に応じて、原形に復旧するだけでなく、災害復旧事業、あるいは、同事業に災害関連の事業を組み合わせることにより、再度災害の防止、生産性の向上等に向けた改良復旧に効率的・効果的に取り組む。

また、迅速な実施が可能となるよう、改正土地改良法において、急施の防災事業に、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補

強、代替施設の新設等が追加されるとともに、急施の復旧事業に、災害復旧と併せ行う再度災害の防止のための改良復旧及び突発事故の復旧と併せ行う類似の被害防止対策が追加された。これらの仕組みも活用し、農業水利施設等における被害の防止・軽減に向け、事前対策と事後対応をより効率的・効果的に実施する。

(渴水・高温等への対応)

気候変動による少雪化・融雪の早期化及び渴水・高温に対応するため、「流域総合水管理²⁹」の考え方を踏まえ、水利用に関する情報共有など河川管理者、利水者等との連携の下で、流域内の水資源の有効活用により、必要な農業用水の確保を図る。また、同一水系等の複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定することにより、土地改良区間の水利調整、洪水時・渴水時の人材・資機材の融通等に取り組むことを促進する。

さらに、渴水・高温のリスクが高まっているため、必要な農業用水を確保するための農業水利施設の整備を推進するほか、著しい渴水時においては、MAFF-SAT³⁰の派遣や、ポンプ・給水車等の活用、番水³¹、用水の反復利用等への支援を行うとともに、高温時においては、きめ細かな水管理等の取組を支援する。また、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物について農業水利施設の操作への支障や地域へのまん延を防ぐための駆除等の取組を支援する。

(農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靭化)

令和6年能登半島地震も踏まえ、大規模地震の備えとして、引き続き、農業水利施設等の地震対策を推進するとともに、農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策、農業集落排水施設の耐震性能照査・保全対策等により、これら施設の強靭化を推進する。

²⁹ 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、「流域治水」・「水利用」・「流域環境」間の「利益相反の調整」や「相乗効果の発現」を図ることで、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる考え方のこと。

³⁰ 農林水産省・サポート・アドバイスチームの略称。災害発生時に、被災自治体に農林水産省等職員を派遣し、迅速な被災状況の把握、応急対策等の支援を実施。

³¹ 用水ブロックごと、あるいはほ場ごとに順番と時間を決めて配水する節水方法。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（KPI）

○ 防災重点農業用ため池の防災工事の集中的かつ計画的な推進

- ・防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合 9割以上

○ 湿水被害等の防止

- ・湿水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 21万ha

② 活動指標

- ・防災重点農業用ため池の評価完了の割合 9割以上
- ・田んぼダムの取組を実施した水田の面積（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む。） 17万ha（累計）
- ・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手率 10割（再掲）
- ・個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手率 10割
- ・最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手率 10割
- ・避難所等の重要施設へ接続する農業集落排水施設の耐震性能照査の完了率 9割以上

ウ 事業量

- ・防災工事に着手する防災重点農業用ため池 約3,400か所
- ・評価が完了する防災重点農業用ため池 約12,000か所
- ・各種防災対策の実施 約1,800地区
- ・田んぼダムに取り組む水田の面積 約7万ha
- ・更新に着手する基幹的農業水利施設

水路約1,100km 施設約290か所（再掲）

- ・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル 約70か所
- ・更新に着手する農業集落排水施設 約500地区
- ・耐震照査を実施する農業集落排水施設 約1,200施設

(4) 政策課題4：農村の価値や魅力の創出

政策目標5 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出

農村は、農業が営まれている場であり、農業者を含めた地域住民の生活の場でもあり、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。また、中山間地域は、全国の総農家数、耕地面積、農業産出額のそれぞれ4割を占め、我が国の食料生産を担うとともに、多面的機能の発揮においても重要な役割を担っており、地域特性を活かした園芸作物等の導入や有機農業が行われている。

一方で、農村、特に中山間地域等では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、農業者の減少に伴う食料安定供給への支障が懸念される。農業生産活動を支える農地周りの草刈り、水路の泥上げ等の地域の共同活動については、活動参加者の減少及び高齢化により組織が弱体化し、活動の継続が困難となるおそれがある。これに併せ、農村内の非農業者も今後大幅な減少が見込まれ、農村の地域社会の維持も困難となるおそれがある。

このため、農村人口の減少下においても、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・保全を通じて、所得の向上と雇用の創出を図る取組を推進するとともに、農村に人が住み続けられる生活環境を確保する必要がある。また、これらの取組を通じて、農村の価値や魅力を創出し、農村外部の多様な人材に農業・農村に関わってもらう「農村関係人口の拡大」や、多様な魅力ある農業地域の資源を活かした取組である里業を推進しつつ、農村の振興を図ることが重要である。

さらに、農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう、農地の保全に資する共同活動を促進するとともに、耕作放棄及び離農の要因にもなり得る鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。

くわえて、土地改良事業により整備されてきた農地・農業水利施設は、土地改良区を中心とした地域のコミュニティ等により維持管理されることによって、食料供給機能及び多面的機能を発揮し、農業・農村を支えてきた。その中心的な役割を担う土地改良区では、組合員の減少や高齢化が課題となっていることから、長期的視点に立ち、運営の活性化を図るため、女性・若者等の多様な人材の参画を促していくことが必要である。

また、食料システムを持続可能なものとするためには、環境負荷低減の取組を図る観点から、「みどりの食料システム戦略」に即した農業生産基盤等の整備・保全を推進する必要がある。このような取組の中で、有機農業を学ぶプロ

グラム等の取組は、農村関係人口の拡大の一つのきっかけにもなり得る。また、長期中干し、冬期湛水等の環境負荷低減の取組は、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的な推進が期待される。

ア 政策目標の達成に向けて講すべき施策

施策7 生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進

(生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備)

中山間地域を始めとする農村において、冷涼な気候及び傾斜を活かした園芸作物の生産など地域の特色を活かした営農を確立するため、生産基盤及び生産・販売・交流・滞在施設等の総合的な整備を推進し、農村における所得の向上と雇用の創出を図る。これらの整備に当たっては、農村関係人口の拡大につながる農泊、農福連携等との相乗効果の発揮を図るとともに、女性・若者等にとっての暮らしやすさ・働きやすさに十分留意する。あわせて、中山間地域等の実情に応じ、農地へのアクセス向上のための農道整備、管理作業の省力化に資する農地整備など小規模できめ細かな基盤整備を推進する。

(生活インフラの整備)

中山間地域を始めとする農村に人が住み続けられるよう、農業集落排水施設の保全対策や維持管理の効率化のための再編・集約、農道の保全対策、情報通信環境の整備など生活インフラの整備を推進する。

施策8 多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

(多様な人材の参画を通じた体制強化等)

多面的機能支払制度について、活動組織の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等による企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングの推進などにより、若者等の確保を図りつつ、多様な組織及び非農業者の参画を促進する。また、都道府県、市町村等の支援により広域化を推進することで、集落の枠組みを越えて広域的に保全管理活動を実施できる体制を構築する。

中山間地域等直接支払制度については、共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みが構築されるよう、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりを推進する。

さらに、多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の両支払に取り組む地域における事務局の一元化、事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を推進する。

くわえて、令和9年度（2027年度）の水田政策の見直しに向け、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の在り方について検討を行う。

土地改良区においては、幅広い経営形態・規模の農業者が運営に参画することにより活動を活性化するとともに、国、都道府県、土地改良事業団体連合会等が連携して、地域の実情に応じつつ、女性・若者等の多様な人材の理事への登用を推進することで、中長期的に持続可能な組織運営体制を確立する。

また、中山間地域等における荒廃農地の発生防止と解消を図るため、地域ぐるみの土地利用に関する話し合いに基づき、営農を続けて保全すべき農地、省力作物の栽培、放牧等の粗放的な利用を行う農地等を区分した上で、農地の保全に必要な基盤整備・施設整備を推進する。くわえて、ICTを活用した遠隔監視等のスマート鳥獣害対策も活用し、鳥獣被害防止対策を推進する。

（環境負荷低減の取組）

「みどりの食料システム戦略」に即して、農業水利施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、バイオ炭の農地施用等により、温室効果ガス削減を推進する。また、農地の区画整理、自動給水栓の設置等の基盤整備と併せて、有機農業の生産団地の形成を図る。さらに、多面的機能支払制度において地域でまとまりを持った長期中干し、冬期湛水等の環境負荷低減の取組を推進する。

（農村関係人口の創出・拡大等）

多様な人材が農村に関わる機会の創出に向け、「地方みらい共創戦略」（令和7年5月地方みらい共創研究会策定）に基づき、関係府省、都道府県、市町村、民間企業、教育機関等の参画するプラットフォーム（「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト）の下、地域と企業のマッチング、連携等の「新結合³²」を促す取組を推進する。その取組に加えて、里業等の推進を通じて、農村関係人口を創出・拡大し、所得の向上と雇用の創出、生活の利便性確保等を図り、地方創生2.0を推進する。

³² 異なる分野や領域に属する要素同士を従来にはなかった形で組み合わせること。単なる足し算ではなく、掛け算として異質な要素同士が交わることで、想像を超えた新たな価値を創出するものであり、画期的な商品やサービスを生み出し、地域の所得と雇用の増大や、地域の課題解決につながる可能性を秘めているもの。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（KPI）

○ 総合的な整備を通じた所得の向上

- ・中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合

10 割

○ 地域の共同活動の維持に向けた体制強化

- ・農地の保全に資する地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合

- ・農地・農業水利施設等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 5 割以上
- ・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 5 割以上

② 活動指標

- ・土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合

10%以上

- ・基盤整備着手地区において、「みどりの食料システム戦略」に係る環境負荷低減の取組を促進する地区の割合 10 割

- ・整備・更新を行う小水力等再生可能エネルギー発電施設のうち、自家消費や地域一体的な電源の活用に取り組む施設の割合 8 割以上

- ・農地の保全に資する地域の共同活動への参加者数

延べ 1,380 万人・団体以上

- ・地域活性化に資する情報通信環境の整備に取り組む地区の割合

6 割以上

- ・個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手率 10 割（再掲）

- ・最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手率 10 割（再掲）

ウ 事業量

- ・農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備により収益力向上等に取り組む地区 約 80 地区
- ・情報通信環境の整備に取り組む地区 約 100 地区
- ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積（再掲）
 - ・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積 237.8 万 ha
 - ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積 66.4 万 ha
- ・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル 約 70 か所（再掲）
- ・更新に着手する農業集落排水施設 約 500 地区（再掲）

(表2) 事業の種別ごとの実施の目標及び事業量

事業の種別	事業の実施の目標及び事業量
<input type="radio"/> 基幹農業用用排水施設整備事業 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">農用地の利用上必要な農業用用排水施設で基幹的なものの新設、管理及び変更</div>	<input type="radio"/> 前掲の政策目標3における「イ 施策の成果目標」及び「ウ 事業量」に記載のとおり（基幹的な農業用用排水施設に係るものに限る。）
<input type="radio"/> 農用地総合整備事業 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">農用地の利用上必要な農業用用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業</div>	<input type="radio"/> 前掲の政策目標1、2、3、4及び5における「イ 施策の成果目標」及び「ウ 事業量」に記載のとおり（政策目標3については、基幹的な農業用用排水施設に係るものに限る。）
<input type="radio"/> 防災事業 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">農用地の保全のため必要な事業</div>	<input type="radio"/> 前掲の政策目標4における「イ 施策の成果目標」及び「ウ 事業量」に記載のとおり

第5 大規模自然災害への対応

1 東日本大震災からの復旧・復興

平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災の発災から14年が経過する中、政府は、平成27年度（2015年度）までの「集中復興期間」、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの「第1期復興・創生期間」、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの「第2期復興・創生期間」を通じて、様々な復興施策を講じてきた。今後、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の「第3期復興・創生期間」を通じて、引き続き復興施策を講じることとしている。

これまでの復興施策の結果、地震及びそれに起因した大津波により農地・農業用施設等に甚大な被害を受けた地域においては、福島県の原子力被災12市町村の一部を除き、ほぼ全ての復旧が完了している。

原子力被災12市町村においても、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業用施設等の復旧・整備、農業水利施設の保全管理、農業用ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等に取り組み、営農再開は着実に進捗している。

一方、避難指示解除が遅かった地域など、それぞれ現況が大きく異なっていることから、営農再開の加速化を図るため、引き続き、農地の大区画化、農業用ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等を進めるとともに、限られた担い手、地域住民及び土地改良区による維持管理体制の構築並びに管理の省力化に資する対策を推進する。

2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

令和6年（2024年）1月に発災した能登半島地震は、農地4,208か所、農業用施設等9,879か所の被害をもたらした。農林水産省は、甚大な被害を受けた奥能登地域等にMAFF-SATを派遣（延べ1万1,277人）し、石川県や被災市町と連携し、土地改良事業団体連合会、建設業等の関係団体の協力を得つつ、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急対策の実施を支援し、復旧計画の工法検討等に関する技術支援を行った。農業集落排水施設、営農飲雜用水施設についても、土地改良事業団体連合会等の関係団体の協力を得て、全国から派遣された技術者により点検・応急復旧が迅速に行われた。

また、農林水産省は、能登半島地震による被害の早期復旧に取り組むため、甚大な被害を受けた国営造成施設の直轄災害復旧事業（4地区）を実施するとともに、石川県からの要請を受け、大規模災害からの復興に関する法律（平成

25年法律第55号)に基づき、農地海岸(1地区、7海岸)、農地地すべり(1地区)の直轄代行事業を実施している。

このように能登半島地震からの復旧に取り組む中、同年9月に発生した豪雨により、奥能登地域の約400haの農地に土砂・流木等が堆積するなど複合災害による甚大な被害が発生した。このため、MAFF-SATを被災地に派遣(延べ787人)し、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急対策の実施を支援し、復旧計画の工法検討等に関する技術支援を行った。土砂・流木等が堆積した農地については、令和7年(2025年)春の営農再開に向けて復旧に取り組み、比較的被害が小さい農地を中心に約170haの土砂撤去等の復旧工事が完了した。

引き続き、地震・豪雨により被災した残りの農地、農業用ため池等の農業水利施設等の復旧を支援していく。

さらに、地域の将来の営農ビジョンを見据えて、被災された農業者の皆様が一日も早く生業の再建に取り組めるよう、石川県、被災市町等と連携し、世界農業遺産「能登の里山里海」のブランド力を活かした創造的復興を支援する。

3 大規模自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、発災時における初動対応や技術支援を円滑かつ迅速に行うことや、市町村等においても、平時から発災時における体制整備を行うことが重要である。

このため、農地・農業用施設等の被害に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化に向け、平時からMAFF-SAT派遣候補者のリスト化、研修・訓練、資機材の整備等を通じて実行体制を強化する。また、MAFF-SATによる被災市町村支援が迅速に行えるよう、日頃から都道府県、市町村、関係団体等との連携強化に努めることとし、引き続き市町村を訪問し、MAFF-SAT派遣等の支援内容を説明するなどの取組を進める。さらに、地方支分部局と土地改良に関する建設業を始めとした関係団体等の間で締結した災害協定に基づき被害状況の把握等の支援が円滑に行えるよう、連携強化に努める。また、都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時に復旧・復興事業に従事する技術職員を派遣するための復旧・復興支援技術職員派遣制度について、関係省庁が連携して活用を促進する。

くわえて、派遣職員の移動手段(車両)、情報通信機器、宿泊場所の確保等活動環境の改善を図るとともに、被災した農業用ため池の応急対策のため災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等の遠隔監視機器等をあらかじめ確保する。

これらの取組を進めるため、土地改良技術事務所に防災・災害対策技術課を新設することなどにより、激甚化・頻発化する災害に迅速に対応する。

第6 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

本計画の効率的かつ効果的な推進を図るため、以下を踏まえて、土地改良事業を推進する。

1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応

改正基本法では、「みどりの食料システム戦略」等に基づき、気候変動対策も含めた食料・農林水産業の環境負荷低減に向けた取組を進めるべく、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな基本理念として位置付けられた。このような中、本計画の推進に当たっては、環境と調和のとれた持続可能な農業生産の実現に向けて取り組む必要がある。

このため、温室効果ガスの排出量削減に資する農業水利施設を活用した小水力発電等再生可能エネルギーについては、新規の案件形成、更新整備等に係る事例集の作成、優良事例の横展開、研修、関連施策の周知等により導入を促進する。また、老朽化した農業水利施設の更新に際して、施設の集約・再編、ポンプ等の省エネルギー化の取組を推進する。農地整備に当たっては、農地の大区画化及び集積・集約化による機械作業の効率化、バイオ炭の農地施用等を推進する。さらに、収量低下や生物多様性保全に留意の上、Jークレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組を推進する。

また、有機農業の拡大を後押しするため、農地の区画整理、機械による除草のための畦畔拡幅及び法面の緩傾斜化、雑草抑制のための深水管理を効率化する自動給水栓の設置等の整備と併せて、有機農業の生産団地の形成を図る。

2 土地改良区の運営体制の強化

地域の農業水利施設の保全の取組が持続的に行われるよう、土地改良区の再編整備（合併等）を始めとした、水土里ビジョンに基づく土地改良区の運営基盤の強化を推進する。あわせて、土地改良区の運営基盤の強化の前提となる土地改良区の経営診断・改善指導、研修等を支援する。さらに、改正土地改良法で理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮する旨が規定されたことも踏まえ、地域の実情に応じつつ女性・若者等の理事への登用を推進する。

また、所有者不明農地、不在村者所有の農地、相続に伴い相当数の所有者が存在する共有地等が増加する中で、土地改良区の運営や事業の円滑な実施に支障を来さないよう、農業委員会及び農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への利用権の設定を促進するとともに、改正土地改良法の規定による共有地の代

表制や民法の規定による所有者不明土地管理制度等の活用を通じ、組合員資格の整序化を図る。あわせて、農地の集積が進む中で、担い手の意見を土地改良区の運営に適切に反映させるとともに、地域の実態に応じた耕作者と所有者の適切な役割分担を促進するなどの観点から、准組合員制度³³の活用を推進する。

また、多面的機能支払制度の活動組織にとどまらず、土地改良に関わる建設業者等を始めとした、施設の維持管理に協力する個人・法人の参画を得て、組合員が減少する中でも施設を保全できる体制を構築する観点から、施設管理准組合員制度³⁴の活用を推進する。

これらの取組を推進し、土地改良区の運営体制の強化を図るため、国、都道府県、市町村及び土地改良事業団体連合会による土地改良区運営基盤強化協議会を組織してきており、土地改良区ごとの課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細かい支援を実施する。

3 技術開発の促進と普及、人材の育成

農業者の減少・高齢化、農業生産基盤の脆弱化、災害リスクの増加等の情勢変化や課題に対応し、本計画で掲げた政策目標の達成に資するため、スマート農業、AI等を活用した高度な施設保全管理、豪雨・地震に備えた危険度の予測や情報発信・共有のためのシステム等に係る技術開発を推進する。また、その円滑な導入・普及に向けた産学官の連携、研修、技術書の普及・啓発、現場における技術実証等の取組を推進する。

くわえて、国、都道府県、市町村、教育機関、研究機関、民間企業、土地改良事業団体連合会等が連携し、農業農村工学技術者の育成を推進する。その際、維持管理の効率化・高度化等に向けた最新技術を現場で活用できる人材や、現場での経験の蓄積を通じ、地域の特性に応じた様々な施策を講ずることができる人材を育成する。また、幅広い分野・世代から人材を確保する取組を推進する。

これらの技術開発や人材の育成・確保に係る取組を計画的かつ効果的に推進するため、新たな技術開発計画を令和8年度中（2026年度中）に策定する。

³³ 土地改良区において、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格を有しないものを准組合員とすることができる制度。准組合員は、賦課金等の一部を負担するとともに総会における意見陳述が可能となっている。

³⁴ 土地改良施設の管理を行う土地改良区において、土地改良施設の管理に関連する活動を行うもの（団体・個人）を施設管理准組合員とすることができる制度。土地改良区は施設管理准組合員に施設の管理への協力を求めることができるとともに、施設管理准組合員は総会における意見陳述が可能となっている。

また、世界的に食料需要の増大や水資源のひっ迫が見込まれており、農業用水の効率的な利用に加え、気候変動等の地球規模課題に対応した農業農村開発の推進が求められている。このため、国際会議等において、国際機関とも連携し、水田農業における効率的な水利用、多面的機能の発揮等について発信を強化するとともに、官民で連携し、我が国が知見を有する気候変動への適応・緩和を両立した農業農村開発方策、インフラ技術・製品等の海外展開を促進する。さらに、これらの取組を一層推進していくために、二国間及び多国間での技術交流、海外への人材派遣を通じ、水田農業国を中心とした関係国・地域との連携を一層強化していく。

4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

土地改良事業の円滑な執行に当たっては、多様な入札契約制度を活用しつつ、適正価格による契約を推進し、入札契約の透明性、公平性及び競争性の一層の向上を図る。

また、建設業の担い手の育成・確保、品質の確保、資材価格の上昇等に対応するため、

- ① 余裕期間の確保を含めた適正な工期設定、週休2日の確保等による長時間労働のは是正、女性・若者の技術者の育成・活躍に向けた労働環境の整備、高騰する労務単価、資材価格等の最新の実態を反映した積算による適正利潤の確保等の働き方改革の推進
- ② 情報化施工の導入促進や、調査・測量、設計、施工及び維持管理の各段階における3次元データの活用を通じたプロセス全体での生産性向上
- ③ 価格以外の多様な要素を勘案し、総合的に価値の最も高い資材等の採用に努めるとともに、これに必要な費用を適切に反映した予定価格の適正な設定
- ④ 社会情勢の変化に対応したWeb会議の活用、立会・検査における遠隔確認等の取組を推進する。

5 関連施策や関係団体との連携強化

土地改良事業を円滑に実施する観点から、地域計画の枠組みを通じ、農業委員会及び農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地の集積・集約化を進め、所有者不明農地の発生を抑えることが重要である。その上で、所有者不明農地が土地改良事業の円滑な実施及び土地改良区運営に支障を来している場合には、関係省庁が連携しつつ、令和5年（2023年）4月施行の改正民法により創設された所有者不明土地管理制度等を活用することで、その解消を図る。

また、土地改良事業の効果を早期に発現させる観点から、土地利用調整・営

農・農業経営・販売に対する指導、機械の導入支援、鳥獣被害対策等の農業・農村に関連する様々な施策との連携強化を図り、相乗効果を高めながら土地改良事業を実施する。その際、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業委員会、農地中間管理機構、農業者、地域住民、農村型地域運営組織（農村 RMO³⁵）等と連携強化を図りつつ、現場の実態及び課題の把握、関係事業の紹介等を行うことで、効果的・効率的に施策を推進する。

6 国民理解の醸成

土地改良事業は、農業生産基盤の整備・保全により、消費者への安定的かつ経済的な食料供給を通じた食料安全保障の確保に加え、集落や市街地の洪水・湛水被害の防止又は軽減、健全な水循環の維持又は回復等にも貢献している。また、事業により形成された施設の管理者でもある土地改良区は、農業水利施設等の適切な維持管理はもとより、地域の関係者による連携・協働を促進し、地域コミュニティの維持に寄与している。さらに、農業農村工学技術者は、災害時には MAFF-SAT としての派遣等を通じて被災地の早期の復旧・復興に貢献している。

こうした土地改良事業と土地改良区の役割・必要性や、災害時における支援活動について、都道府県、市町村及び関係府省と連携しつつ、学校、地域のイベント等の様々な機会で普及啓発を図るほか、学習・広報向け資料の作成及びデジタル化や動画・SNS による情報発信を積極的に行い、幅広い世代に啓発活動を行うことで、国民理解の醸成を図る。なお、新たな食料・農業・農村基本計画において、食育の推進、食文化の保護・継承等を推進する旨が位置付けられたことを踏まえ、こうした活動との連携にも積極的に取り組む。

また、農業・農村の有する多面的機能を支える地域の共同活動について、優良な取組を行う活動組織への表彰等を通じた啓発や、SDGs への貢献の観点も含めた企業、学校等に対する情報発信を推進する。

さらに、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産と連携した農地・農業水利施設の歴史的・社会的・文化的・技術的価値について、認知度向上のための動画やイベントによる情報発信、遺産を活用した地域活動への企業等の参加や教育機会の確保、インバウンド受入促進等の観光振興による地域活性化の取組等を通じて理解を促進する。

³⁵ 農村型地域運営組織のことで、複数の集落の機能を補完し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと。RMO は Region Management Organization の略。

あとがき

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定供給とともに、その営みを通じて国土の保全などの役割を果たしている、まさに「国の基」である。

しかしながら、食料価格の上昇、人口減少、インフラの老朽化、自然災害の激甚化・頻発化など、我が国の農業・農村を取り巻く環境は大きく変化している。特に、今後約20年で基幹的農業従事者数は現在の約4分の1の約30万人まで激減するおそれがあるとされており、我が国の農業・農村は、これまで経験したことのない課題に直面していくことになる。

こうした深刻な状況下においても、将来にわたり食料自給力を確保し、活力ある農村を次世代へと継承していくことは、国としての責務である。その責務を果たす上で、農業生産基盤の整備・管理を担う土地改良事業は重要な役割を担っており、生産者や消費者から寄せられている期待に応えていかなければならない。

このような認識の下、農業構造転換集中対策期間である今後5年間の集中的な対策を示す重要な指針である本計画において、食料自給力の確保を実現し、将来にわたる食料安全保障の確保、更には多面的機能の發揮を目指すため、重点的に取り組むべき具体的な施策を位置付けた。

日本の農政は大転換が求められている、との認識を持ち、都道府県、市町村、土地改良区等の関係機関と密接に連携しつつ本計画を実行に移すことにより、改正基本法の理念や国土強靭化の実現、更には「強く」、「豊か」で「新しく・楽しい」地方の実現につなげていく所存である。